

平成23年 3月28日
遠野市監査委員決定

平成23年度遠野市監査等基本計画

1 基本方針

東日本大震災により三陸沿岸地域は、人的物的に未曾有の壊滅的甚大な被害を受け、多数の死傷者・行方不明者を出し、今、災害復興に向け動き始めている。当市でも後方支援活動本部を設置し、被災者支援派遣隊を沿岸地域に派遣する等後方支援活動を展開している。また、一方では国内的に地域主権・市民協働・行政経営と言った時代の変化の流れの中で、遠野市では、少子・高齢社会の進展、人口減少、保健・医療・福祉の問題、中学校再編成計画、雇用の問題、第三セクターの改革、東日本大震災による公共施設の被害箇所の復旧など福祉・教育・産業振興・地域経営改革、災害復旧などの面で大きな課題を抱えている。この課題解決に向けて、平成23年度は後期基本計画の初年度であり、「百年の縁を100年続く絆に」ということで、一般会計当初予算額も「想いを形に 遠野の元気創造予算」、191億5,400万円と前年度と比較して8.9%増の近年にない大型予算を計上している。これまでも市民の参画と協働による遠野スタイル(市民協働)で、地域総合力を発揮しながら積極的な行政運営に取り組んできている。しかしながら、市民の目線は、長引く景気低迷などの影響により厳しさを増し、今まで以上に公正・公平かつ効率的な市政運営を求めていると認識している。

監査委員は、地方自治法により設置された独立の執行機関として、市民の負託を受けて公正不偏の立場から監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）を行い、その果たすべき役割は、ますます重要性を増している。

平成21年12月の市民センター体育館での児童転落事故や、平成22年4月の遠野運動公園野球場での男子中学生の事故が相次いで発生した事実を重く受け止め、また、職員不祥事の再発防止に向けて、引き続き監査等を実施する際には、適正な財務処理及び施設管理が行なわれているか注視するとともに厳正な取り組みをする。

平成23年度の監査等に当たっては、遠野市監査基準に基づき、市民の視点に立って公正かつ効果的な監査等を目指し、次の基本方針に基づいて実施する。

- (1) 事務事業の合規性はもとより、支出した費用に見合う効果を挙げているかという経済性・効率性の視点や所期の目的を達成しているかという有効性の視点で検証する。
- (2) 違法、不正の指摘にとどまらず、指導に重点を置いて監査等を実施するとともに、各部局等におけるチェック体制など内部統制の整備・運用に留意する。また、監査等の結果に基づく改善がなされているかを把握し、改善の徹底が図られるように努める。
- (3) 市民から、監査等の役割への期待が高まってきており、また、財政の健全化判断比率等の審査など、市の財政状況を正確に把握した専門性のある監査等が求められていることを踏まえ、監査委員及び事務局職員の資質の向上及び監査等の着眼点や手法の工夫を行うことなどにより、監査機能の充実を図る。
- (4) 監査の役割は、監査等を通じて行政の適法性あるいは妥当性を確保し、保障することであり、さらに市民に対する説明責任の充足を図ることが重視されていることから、監査結果など監査等に関する情報を市のホームページで公開する。

2 監査等の方針

平成23年度に実施する監査等については、次の方針によることとし、それぞれの具体的な内容は、別途に実施要領を定める。

(1) 定期監査（地方自治法第 199条第 1 項及び第 4 項）

ア 財務

市が執行する財務に関する事務（有価証券等・水道事業貯蔵品の出納及び保管に関する事務を含む。）及び市が経営する事業の管理のほか、これらに関連する行政事務を含め、合規性を主眼とし、経済性、効率性、有効性の視点に留意して実施する。

イ 工事

市が平成22年度に実施した工事（工事に伴う設計、監理等の業務委託を含む。以下同じ。）について、設計、積算、契約、施工等の各段階において技術面から、工事が適正に行われているかを主眼とし、経済性、効率性、有効性の視点に留意して実施する。

また、監査を効率的に実施するために、工事の種別、用途、構造、契約内容等を考慮し、監査を行う対象工事を抽出して実施する。

(2) 行政監査（地方自治法第 199条第 2 項）

前号(1)の定期監査のほか、市が管理し及び執行する事務のうち、全庁を対象として横断的に検証する必要があるもの又は個別に掘り下げて検証する必要があるものについて、適正性に加え効率性を主眼に実施する。

(3) 財政援助団体等監査（地方自治法第 199条第 5 項及び第 7 項）

ア 財政援助団体

市が平成22年度に補助金等により財政的援助を行っている団体に対し、その財政的援助に係る出納その他の事務の執行について、財政的援助の目的に沿って適正かつ効果的に使用されているかを主眼として、その財政的援助の実績等から監査する対象団体を選定して実施する。併せて、所管部局の当該団体に対する補助金等の交付事務等についても実施する。

イ 出資団体

市が出資している団体における事業運営に係る出納その他の事務の執行について、出資の目的に沿った事業運営が行われているか、会計経理等が適正に行われているか、経営成績及び財政状態が良好かを主眼として実施する。

決算書等の財務諸表については、残高証明書のほか試査の方法により関係する証拠書類による照合を実施する。

所管部局が当該団体に対して適切な指導監督を行っているか等についても実施する。

ウ 指定管理者

市が公の施設の管理を行わせている団体における当該公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、協定上の義務の履行は確保されているか、収支の会計経理は適正に行われているか、施設利用者に対する安全対策に配慮されているかを主眼として、当該団体の指定期間、管理する公の施設の利用状況等により監査する指定管理者を選定して実施する。

所管部局が当該団体に対して適切な指導監督を行っているか、公の施設の管理経費を適正に算定しているか等についても実施する。

(4) 決算審査及び基金運用状況審査（地方自治法第 233条第 2 項、第 241条第 5 項、地方公営企業法第30条第 2 項）

ア 一般会計、特別会計及び水道事業会計決算

市長から審査に付された平成22年度の決算、証書類その他の書類について、法

令に則り作成されているか、その計数は正確であるかを確認するとともに、予算執行、財産管理、経営成績、財政状態等について審査する。

イ 基金運用状況

市長から審査に付された平成22年度の基金運用状況報告書について、計数は正確であるか確認するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正かつ効率的に行われているかを主眼として審査する。

(5) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条、第22条）

市長から審査に付された平成22年度の健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、法令に則り作成されているか、その計数が適正に算定されているかを審査する。

(6) 現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

会計管理者及び水道事業管理者が管理する現金の毎月の出納について、出納状況報告書等の計数が公金出納総括日計表ほか出納関係諸帳簿、残高証明書等の計数と一致しているか、現金保管事務は適正に行われているかを主眼に検査する。

現金出納検査の一環として、収入及び支出の証拠書類を検査する。この検査で改善が必要と認められる書類があったときは、課長等に対して指摘等を行うものとする。改善を求めた事項について、特別な理由がある場合を除き、速やかな改善が見られない場合又は不適切かつ重大な誤りがあった場合には出納検査の結果報告の際に付記するものとする。

3 監査等の実施時期

監査等の実施時期は、次のとおりとする。

(平成23年3月 日現在の計画)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有価証券等・水道事業貯蔵品監査 4/11 ↔	工事監査 5/9-25 ↔	補助金等監査 5/30-6/24 ↔	財政援助団体等監査 6/27-29 ↔	出資法人監査 7/22-29 ↔		定期監査（前期） 9/28-10/31 ↔	指定管理者監査 11/4-7 ↔		定期監査（後期） 12/19-2/1 ↔		
		水道事業決算審査 6/3-8/22 ↔	基金運用状況審査 7/11-15 ↔	一般会計等決算審査 7/6-8/22 ↔	健全化判断化比率等審査 8/1-22 ↔						
現金出納検査（支出証拠書類等の検査を含む。） ↔											

注) 監査の種類及び実施時期については、変更することがある。

4 その他

本計画に定める監査のほか、監査を実施する必要性が生じた場合は、別途、実施要領を定めて実施するものとする。